

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24. 9. 19

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
高圧ガス保安法第20条第1項に基づく指定完成検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第22条第1項第1号に基づく指定輸入検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第35条第1項に基づく指定保安検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく容器検査（超低温容器）	60日	60日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく容器検査（超低温容器以外）（500ℓを超えるもの）	30日	30日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく容器検査（超低温容器以外）（500ℓ以下のもの）	15日	15日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく指定容器検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第48条第5項に基づく高圧ガス特別充てんの許可	20日	20日
高圧ガス保安法第49条の2第1項に基づく附属品検査	3日	3日
高圧ガス保安法第49条の5第1項に基づく登録容器等製造業者の登録（第49条の8第2項の書面が添えられている場合に限る。）	40日	40日
高圧ガス保安法第49条の5第1項に基づく登録容器等製造業者の登録（第49条の8第2項の書面が添えられていない場合に限る。）	45日	45日
高圧ガス保安法第49条の9第1項に基づく登録容器等製造業者の登録の更新（第49条の8第2項の書面が添えられている場合に限る。）	40日	40日
高圧ガス保安法第49条の9第1項に基づく登録容器等製造業者の登録の更新（第49条の8第2項の書面が添えられていない場合に限る。）	45日	45日
高圧ガス保安法第49条の15に基づく登録容器等製造業者の登録証の再交付	3日	3日
高圧ガス保安法第49条の21第1項に基づく高圧ガス容器又は付属品の形式承認	30日	30日
高圧ガス保安法第49条の21第1項に基づく高圧ガス容器又は付属品の形式承認（第49条の23第1項の試験に合格したことを証する書面が添えられていない場合）	30日	30日
高圧ガス保安法第54条第1項に基づく容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の許可	15日	15日
高圧ガス保安法第56条の3第1項に基づく指定特定設備検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録（第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。）	40日	40日
高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録（第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。）	45日	45日
高圧ガス保安法第56条の6の6第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録の更新（第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。）	40日	40日
高圧ガス保安法第56条の6の6第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録の更新（第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。）	45日	45日
高圧ガス保安法第56条の6の12に基づく登録特定設備製造業者の登録証の再交付	3日	3日
高圧ガス保安法第56条の6の14に基づく登録特定設備製造業者の基準適合証の交付	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の20の2第1項に基づく指定完成検査機関の指定の更新	25日	25日

高圧ガス保安法第58条の23第1項に基づく指定完成検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の23第1項に基づく指定完成検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の業務規定の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の業務規定の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の業務規定の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の業務規定の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日